

株式会社 ミダック 様

一般社団法人 静岡県産業環境センター
〒431-2103
浜松市北区新都田一丁目4番6号
TEL (053) 428-3430
FAX (053) 428-3447

環境計量士(濃度関係) 登録 第 [REDACTED]

調 査 結 果 報 告 書

奥山の杜クリーンセンター最終処分場の埋立前調査結果を、下記の通り報告します。

1. 調査件名 奥山の杜クリーンセンター最終処分場 埋立前調査
2. 調査年月日 令和 3 年 10 月 20 日 , 10 月 28 日
3. 試料名 (1) 奥山の杜クリーンセンター地下水(上流観測井 No.1(第1期埋立用))
 及び ; 奥山の杜クリーンセンター上流観測井 No. 1 (第1期埋立用)
 調査場所 (2) 奥山の杜クリーンセンター地下水 (下流観測井)
 ; 奥山の杜クリーンセンター下流観測井
 (3) 奥山の杜クリーンセンター取水塔内地下水
 ; 奥山の杜クリーンセンター 取水塔地下水集水ピット
4. 調査項目 (1) 地下水等検査項目
 ; カドミウム (Cd) 等25項目
 (2) 地下水環境基準項目
 ; ふっ素, ほう素, 硝酸亜硝酸性窒素
 (3) 土壤汚染対策法関連項目
 ; 有機燐化合物
 (4) その他
 ; シス-1,2-ジクロロエチレン, 電気伝導率, 塩化物イオン
 (5) ダイオキシン類
5. 調査結果 別紙に記載
6. 調査員 [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]

I. 目的

本調査は、奥山の杜クリーンセンター最終処分場について、以下の法に基づく埋立前調査を実施するものである。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三第一項より、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条二項 10 号. イ
- ・ダイオキシン類対策特別措置法第二十五条第一項より、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条一項. イ

II. 調査概要

名称；奥山の杜クリーンセンター最終処分場

設置場所；浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 外

II-1. 調査地点

図 II-1 及び図 II-2 参照



図 II-1. 奥山の杜 クリーンセンター最終処分場周辺図

国土地理院；地理院地図より



図Ⅱ-2. 奥山の杜 クリーンセンター試料採取位置図

Ⅱ-2. 調査日

令和3年10月20日, 10月28日

Ⅱ-3. 調査項目及び関係法令基準値

表Ⅱ-1. 参照

表Ⅱ-1. 調査項目及び関係法令基準値

調査項目	単位	地下水等検査項目基準※1	地下水環境基準※2
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと (0.0005 未満)	検出されないこと (0.0005 未満)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 以下	0.0005 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 以下	0.003 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.05 以下	0.05 以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.01 以下	0.01 以下
シアン化合物	mg/L	検出されないこと (0.1 未満)	検出されないこと (0.1 未満)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されないこと (0.0005 未満)	検出されないこと (0.0005 未満)
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	0.002 以下
チウラム	mg/L	0.006 以下	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.003 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	0.01 以下	0.01 以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.01 以下	0.01 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	0.05 以下
クロロエチレン	mg/L	0.002 以下	0.002 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	10 以下
ふっ素	mg/L	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	—	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—
有機リン化合物	mg/L	—	検出されないこと※3 (0.1 未満)
電気伝導率(EC)	mS/m	—	—
塩化物イオン	mg/L	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 以下	1 以下
備 考	※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府・厚生省令第一号)別表第二 ※2 地下水等の水質汚濁に係る環境基準;平成9年環境庁告示第10号 ※3 土壌汚染対策法に定める地下水基準;平成14年環境省令第29号		

Ⅲ. 調査結果

調査項目	単位	調 査 地 点			参 考	
		上流地下水	下流地下水	取水塔地下水	地下水等検項目基準	地下水環境基準
1 アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (0.0005未満)	検出されないこと (0.0005未満)
2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下	0.0005 以下
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.003 以下
4 鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下	0.01 以下
5 六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05 以下	0.05 以下
6 砒素及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下	0.01 以下
7 シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	検出されないこと (0.1未満)	検出されないこと (0.1未満)
8 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (0.0005未満)	検出されないこと (0.0005未満)
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.01 以下
10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01 以下	0.01 以下
11 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.02 以下
12 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.002 以下
13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 以下	0.004 以下
14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下	0.1 以下
15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.04 以下
16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	1 以下	1 以下
17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下	0.006 以下
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.002 以下
19 チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下	0.006 以下
20 シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.003 以下
21 チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.02 以下
22 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.01 以下
23 セレン及びその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下	0.01 以下
24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.05 以下
25 クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.002 以下
26 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	—	—
27 ふっ素	mg/L	0.12	0.08 未満	0.08 未満	—	0.8 以下
28 ほう素	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.07	—	1 以下
29 有機燐化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	—	検出されないこと※ (0.1未満)
30 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.1 未満	0.4	0.2	—	10 以下
31 電気伝導率(EC)	mS/m	22	37	45	—	—
32 塩化物イオン	mg/L	4	3	4	—	—
33 ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.026	0.019	0.054	1 以下	1 以下
備 考			浜松市立ち合いの もと採水を実施			

※土壌汚染対策法 地下水基準

IV. 所見

IV-1. 調査地点

調査地点は以下の3地点である。

- ①奥山の杜クリーンセンター地下水(上流観測井 No.1(第1期埋立用))
- ②奥山の杜クリーンセンター地下水(下流観測井)
- ③奥山の杜クリーンセンター取水塔内地下水

IV-2. 水質調査結果

(1) 地下水等検査項目

全ての調査地点において、地下水等検査項目は検出しておらず基準を満足している。

(2) 地下水環境基準項目及び土壌汚染対策法関連項目

全ての調査地点において、地下水環境基準項目及び土壌汚染対策法関連項目の各基準を満足している。

(3) その他項目

- ①奥山の杜クリーンセンター地下水(上流観測井 No.1(第1期埋立用))

シス-1,2-ジクロロエチレンは検出していない。

電気伝導率は22mS/m、塩化物イオンは4mg/Lである。

- ②奥山の杜クリーンセンター地下水(下流観測井)

シス-1,2-ジクロロエチレンは検出していない。

電気伝導率は37mS/m、塩化物イオンは3mg/Lである。

- ③奥山の杜クリーンセンター取水塔内地下水

シス-1,2-ジクロロエチレンは検出していない。

電気伝導率は45mS/m、塩化物イオンは4mg/Lである。

(4) ダイオキシン類

全ての調査地点において低濃度であり、基準を満足している。

検出したダイオキシン類は、全国の地下水ダイオキシン類調査結果の範囲内である。

[参考資料] 全国の地下水のダイオキシン類調査結果(環境省発表資料より) (単位: pg-TEQ/L)

環境媒体		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地下水	平均値	0.055 pg-TEQ/L	0.049 pg-TEQ/L	0.044 pg-TEQ/L	0.047 pg-TEQ/L
	濃度 範囲	0.0073~3.7 pg-TEQ/L	0.0071~0.66 pg-TEQ/L	0.0072~0.36 pg-TEQ/L	0.0085~0.31 pg-TEQ/L

V. 計量証明書等

V-1. 計量証明書

- (1) 奥山の杜クリーンセンター地下水(上流観測井 No.1(第1期埋立用))
----- 第 21B-06042 号
- (2) 奥山の杜クリーンセンター地下水(下流観測井) ----- 第 21B-06043 号
- (3) 奥山の杜クリーンセンター取水塔内地下水 ----- 第 21B-06205 号

V-2. ダイオシン類結果報告書

- (1) 奥山の杜クリーンセンター地下水(上流観測井 No.1(第1期埋立用))
----- NK055528-01K-1
- (2) 奥山の杜クリーンセンター地下水(下流観測井) ----- NK055528-01K-2
- (3) 奥山の杜クリーンセンター取水塔内地下水 ----- NK055727-01K-1